

農地区分等照会書兼回答書

照会日

照会先：東松島市農業委員会事務局

F A X：0225-87-3830

M a i l：noui@city.higashimatsushima.miyagi.jp

住 所：

氏名（法人の場合は法人名および担当者名）

T E L：

F A X：

M a i l：

照会内容	農業振興地域及び農用地区域・農地区分
------	--------------------

下記の土地について「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域及び「農地法」に基づく農地区分の確認をお願いします。

照会者記載欄								農業委員会・市 記載欄				
照会 No	土地の表示					所有者	所有者 の了承	農振地域			地域 計画	農地区分
	大字	小字	地番	地目	面積 (㎡)			農用地 区域内	農用地 区域外	地域外		
例	小野	新宮前	5	田	5,000	東松島 太郎	○					
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
その他連絡事項												

※ 照会理由に該当するものに○をしてください。

チェック欄	照会目的	備考欄(事業内容等を記載してください。)
	農地転用	
	相 続	
	そ の 他	

このことについて、上記のとおり回答します。

その他連絡事項	
---------	--

留意事項	1. 土地の全部事項証明書、公図等を確認し、照会する農地の所在地番、地目、面積を正確にご記入ください。 不正確、未記入の場合は回答できません。なお、農地以外の土地は記入しないでください。 2. 公平を期すため農地区分の照会は、1回の申請につき10筆を上限とします。 ※10筆以上を照会する場合は、照会中の回答を受けてから次の照会をしてください。 ※同一事業者の別担当者による複数の照会は受けられません。 3. 回答にはおおむね2週間程度を見込んでいますが、照会地によっては現地調査を要するため更に期間を要する場合があります。 ※順番に対応していますので、業務繁忙期や照会件数によっては1～2ヶ月程度を要する場合があります。 4. 回答する農地区分は、回答日時点の農地区分であり、農地転用申請時の農地区分を保証するものではありません。 最終的な農地区分は、現地調査、総会決議や県との協議により、農地区分が変更になる可能性があります。 5. 地域計画に位置付けられている農地は、農振除外・農地転用をすることができません。 ※地域計画には、ほぼ全ての農振農用地区域内農地及びそれ以外の農地の一部が位置付けられています。 6. 土地改良事業受益地など他制度の対象となっている農地は、農振除外・農地転用が出来ない場合があります。 7. 農地転用許可の可否については、個別の案件ごとに判断することとなります。 よって、農地区分が第3種農地、第2種農地であったとしても、許可基準のすべてを満たさなければ許可とはなりません。 また、農地転用をすることができない農地は、農振除外をすることができません。 8. 執拗な勧誘等によりトラブルが発生している事案がありますので、農地転用を目的とした場合は事前に所有者の意向を確認してください。 9. 未相続、農地の貸借、抵当権設定等については回答いたしません。許可申請前に早めの確認をお願いいたします。
------	--